

非住宅

新築建築物の省エネ計算の概要

延べ床面積規模	評価方法	評価項目										
		計算項目	用途別基準値									
第一種特定建築物 5,000㎡以上	性能基準 (面積規模にかかわらず適用可)	1 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失防止	PAL	420 ただし寒冷地は470	340 ただし寒冷地は370	380	300	320	550	550	-	
		2 空調設備	CEC/AC	2.5	2.5	1.7	1.5	1.5	2.2	2.2	-	
		3 機械換気設備	CEC/V	1.0	1.0	0.9	1.0	0.8	1.5	1.0	-	
		4 照明設備	CEC/L	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		5 給湯設備	CEC/HW	1.5~1.9※1					-	-	-	-
		6 昇降機	CEC/EV	1.0	-	-	1.0	-	-	-	-	
第一種特定建築物 5,000㎡未満	仕様基準 (ポイント法)	※1配管長/給湯量の値に応じて、1.5~1.9の間で定める。 ●対象となる項目の評価値が基準値以下となるように設計すること。										
		1 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失防止	□建築物の配置計画及び平面計画 □外壁、屋根の断熱性能 □窓の断熱性 □窓の日射遮蔽性能									
		2 空調設備に係るエネルギーの効率的利用	□外気負荷の軽減 □室外機を設置場所及び配管長 □熱源機器の効率 ※パッケージエアコン(EHP・ビルマルチ)、ガスヒートポンプエアコン(GHP・ビルマルチ)の場合のみ適用可									
		3 空調設備以外の換気設備に係るエネルギーの効率的利用	□制御方式 □電動機 □給気機・排気機による換気									
		4 照明設備に係るエネルギーの効率的利用	□光源の種類 □照明器具の器具効率 □照明設備の制御方法 □照明設備の配置、照度 □室等の形状 □内装仕上げ									
		5 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用	□配管設備計画 □給湯設備の制御方法 □熱源機器の効率 □太陽光利用 □給水予熱									
第二種特定建築物 2,000㎡以上	仕様基準 (簡易ポイント法)	●項目毎、評価点数に補正点を加えた評価点の合計が、100点以上となるように設計すること。										
		1 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失防止	□外壁、屋根の断熱性能 □窓の断熱性 □窓の日射遮蔽性能									
		2 空調設備に係るエネルギーの効率的利用	□外気負荷の軽減 □熱源機器の効率 ※パッケージエアコン(EHP・ビルマルチ)、ガスヒートポンプエアコン(GHP・ビルマルチ)の場合のみ適用可									
		3 照明設備に係るエネルギーの効率的利用	□光源の種類 □照明設備の制御方法 □照明設備の配置、照度									
		4 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用	□配管設備計画 □給湯設備の制御方法 □熱源機器の効率 □太陽光利用 □給水予熱									
		●項目毎、評価点数に補正点を加えた評価点の合計が、100点以上となるように設計すること。										
第二種特定建築物 2,000㎡未満	仕様基準 (簡易ポイント法)	●項目毎、評価点数に補正点を加えた評価点の合計が、100点以上となるように設計すること。										
		1 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失防止	□外壁、屋根の断熱性能 □窓の断熱性 □窓の日射遮蔽性能									
		2 空調設備に係るエネルギーの効率的利用	□外気負荷の軽減 □熱源機器の効率 ※パッケージエアコン(EHP・ビルマルチ)、ガスヒートポンプエアコン(GHP・ビルマルチ)の場合のみ適用可									
		3 照明設備に係るエネルギーの効率的利用	□光源の種類 □照明設備の制御方法 □照明設備の配置、照度									
		4 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用	□配管設備計画 □給湯設備の制御方法 □熱源機器の効率 □太陽光利用 □給水予熱									
		●項目毎、評価点数に補正点を加えた評価点の合計が、100点以上となるように設計すること。										
第二種特定建築物 300㎡以上	仕様基準 (簡易ポイント法)	●項目毎、評価点数に補正点を加えた評価点の合計が、100点以上となるように設計すること。										
		1 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失防止	□外壁、屋根の断熱性能 □窓の断熱性 □窓の日射遮蔽性能									
		2 空調設備に係るエネルギーの効率的利用	□外気負荷の軽減 □熱源機器の効率 ※パッケージエアコン(EHP・ビルマルチ)、ガスヒートポンプエアコン(GHP・ビルマルチ)の場合のみ適用可									
		3 照明設備に係るエネルギーの効率的利用	□光源の種類 □照明設備の制御方法 □照明設備の配置、照度									
		4 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用	□配管設備計画 □給湯設備の制御方法 □熱源機器の効率 □太陽光利用 □給水予熱									
		●項目毎、評価点数に補正点を加えた評価点の合計が、100点以上となるように設計すること。										

項目	H22.4.1施行分(2010年4月以降)		
	第一種特定建築物	第二種特定建築物	
届出対象建築物	新築、増改築、及び大規模修繕等	新築、増改築	
届出対象となる行為	2,000㎡以上 (※1)	300㎡以上 (※1)	
建築に係る届出	新築	改築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上、又は、改築に係る建築物の床面積の合計の1/2以上	改築に係る部分の床面積の合計が300㎡以上、又は、改築に係る建築物の床面積の合計の1/2以上
	改築	増築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上	増築に係る部分の床面積の合計が300㎡以上、かつ、増築に係る部分の床面積が増築前の建築物の床面積の合計以上
	増築	増築に係る部分の床面積の合計が2,000㎡以上	-
	大規模修繕等	下表による	-
届出書類	届出書 正副2通 外壁、窓等に係る省エネ措置内容を表示した各階平面図、断面図、空調設備等に係る省エネ措置を表示した機器表(昇降機は仕様書)、系統図、各階平面図		
届出期日	工事着手の21日前		
罰則	省エネ措置が判断基準に対し、著しく不十分な場合の措置	指示、公表(指示に従わない場合) 命令(正当な理由なく、指示に従わない場合) ※命令にあたっては、学識経験者の意見を聞くこと	勧告
	届出義務違反に係る措置	命令違反⇒100万円以下の罰金	50万円以下の罰金
	維持保全状況に係る報告	定期報告者	建築物の管理者(または届出者、譲り受けた者)
維持保全状況に係る報告	提出時期	最初の届出、定期報告後3年毎(3年目の年度内)	
維持保全状況に係る報告	罰則	維持保全状況が著しく不十分な場合の措置 報告義務違反に係る措置	勧告 50万円以下の罰金

※1:住宅事業建築主が特定住宅を新築する場合は、除外する。

届出対象となる特定建築物の修繕・模様替、設備改修の規模一覧

項目	①2,000㎡相当の規模以上にあたる工事	②全体の1/2以上の改修	③工事実態を踏まえた規模の改修
屋根	修繕・模様替を行う屋根・壁・床の面積の合計が2,000㎡以上	修繕・模様替を行う屋根の面積が屋根全体の1/2以上	-
壁		修繕・模様替を行う床の面積が床全体の1/2以上	-
床		下記(※)を参照	-
空調設備	熱源設備(暖房用)	交換する熱源設備の定格出力の合計が300 kW以上	交換する熱源設備の定格出力の合計が全体の1/2以上
	熱源設備(冷房用)	交換する熱源設備の定格出力の合計が300 kW以上	交換する熱源設備の定格出力の合計が全体の1/2以上
	ポンプ(暖房用)	交換するポンプの定格流量の合計が900L/min以上	交換するポンプの定格流量の合計が全体の1/2以上
	ポンプ(冷房用)	交換するポンプの定格流量の合計が900L/min以上	交換するポンプの定格流量の合計が全体の1/2以上
空調機	交換する空調機の定格風量の合計が60,000㎡/h以上	交換する空調機の定格風量の合計が全体の1/2以上	1つの階に設置されている全ての空調機を交換する場合

項目	①2,000㎡相当の規模以上にあたる工事	②全体の1/2以上の改修	③工事実態を踏まえた規模の改修
空調設備以外の換気設備	交換する送風機の電動機の定格出力の合計が5.5kW以上	交換する送風機の電動機の定格出力の合計が全体の1/2以上	-
照明設備	交換する部分の床面積の合計が2,000㎡以上	交換する部分の床面積の合計が全体の1/2以上	1つの階の居室に設置されている全ての照明設備を交換する場合
給湯設備	熱源機器	交換する熱源設備の定格出力の合計が200 kW以上	交換する熱源設備の定格出力の合計が全体の1/2以上
	配管設備	交換する配管の長さが500m以上	交換する配管の長さが全体の1/2以上
昇降機	二以上の昇降機を交換する場合	-	-

※ 修繕・模様替を行なうことによる省エネ性能の向上が見込めず、また、修繕・模様替の実態として工事が行なわれない部分(道路に接していない敷地境界線から1.5m以下の部分)にある壁を除く。